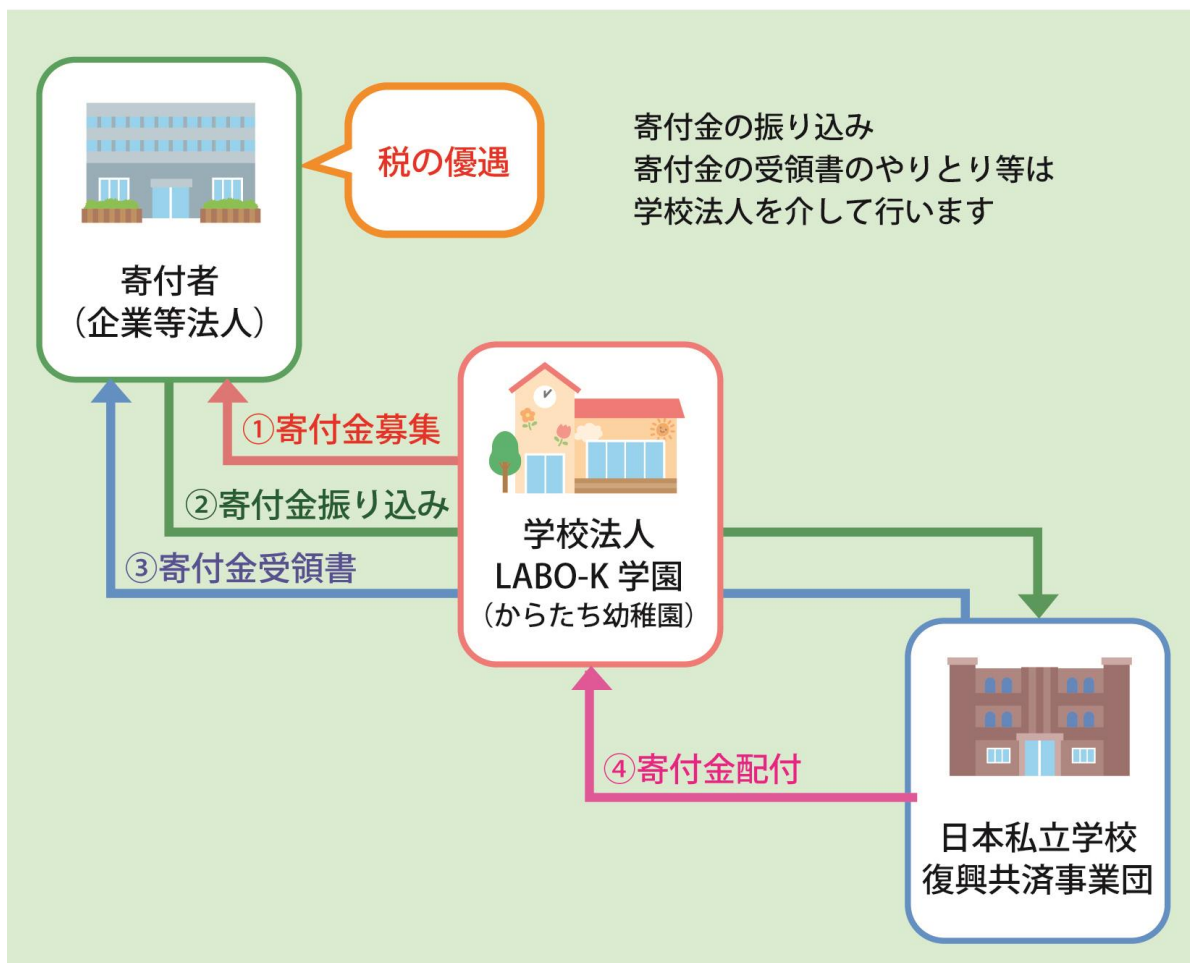


【法人の皆様】

日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う「受配者指定寄付金制度」は、私立学校、幼稚園の教育研究の発展に寄与するために、一度、事業団が学校法人を通して寄付金を受け取り、そして学校法人がその寄付の配布を事業団に請求するというものです。

本制度を利用して私立学校、幼稚園へ寄付した企業等法人様は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入する事が認められています。



※『受給者指定寄付金制度』をご利用になる場合は
必ず「(様式 1-1) 寄付申込書」が必要です。
プリントアウトしてご記入、ご返送下さい。